

潜水器漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)						申請期間	
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期		漁業を営む者の資格
13-1-1	たいらぎ、なまこ潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	豊後高田市白野と同市堅来の境界点から320度(磁針方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間であって、最大高潮海岸線から7,000メートル以内の海域。ただし、共第6号の共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市堅来、羽根、香々地、見目、小畑、上香々地、又は夷に住所を有する者	周年
13-3-1	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	平成16年3月15日付けで、港湾管理者である大分県知事と大分県漁業協同組合長との間で締結された「大分港西大分地区西大分泊地における港湾改修事業と大分港港湾区域内での漁業の操業に関する協定書」の別添図面-2で示された潜水器漁業の操業区域。ただし、海上人命安全条約(SOLAS 条約)に対応した港湾施設保安区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	大分県漁業協同組合大分支店に所属する組合員	周年
13-3-2	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第4号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-3	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第5号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-4	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第6号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-5	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第7号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-6	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第8号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-7	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第9号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-8	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第10号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-9	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第11号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-10	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第18号及び共第20号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-11	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第21号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-12	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第43号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から 12月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年

番号	制 限 措 置 (規則第 11 条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
13-3-13	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第 4 4 号の共同漁業権の漁場区域内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-14	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第 4 5 号の共同漁業権の漁場区域内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年
13-3-15	潜水器漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第 4 6 号の共同漁業権の漁場区域内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者	周年

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から 4 に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までとする。